

平成24年度介護報酬改定の効果検証および調査研究に係る調査  
結果（平成24年度調査）の評価（素案）

### (1) -① サービス付き高齢者向け住宅等の実態に関する調査研究

- サービス付き高齢者向け住宅等の機能が不明だったところ、規模や要介護などの基本情報のほか、終の棲家として一定程度の機能を果たしている点、医療機関等から自宅に戻れない低所得層の受け皿としての機能も果たしている点など、新たな側面が把握できている。
- 上記のように、今まで不明だった点をアンケート調査で明らかにしただけでなく、状況把握・生活相談サービスの費用と介護報酬とのあり方、併設デイサービスのあり方、定期巡回随時対応型訪問介護看護のビジネスモデルのあり方など、今後の介護報酬議論に役立つ、より深堀した考察を行っている。
- 事業目的に沿った事業内容、結果である。
- アンケート調査で新たな事実を把握しただけでなく、単純集計に留まらずに分析・考察を丁寧に行っており、非常に良質な報告書となっている。
- ただし調査結果の概要版（A4で計8枚もの）に上記1つ目、2つ目に関する記述が全くなく、概要版にも上記考察などに関する簡単な記述が望まれる。
- 今後、介護報酬との関係で、上記2つ目に示した各項目の更なる検討が必要と考える。
- 当調査研究は、近年急速に展開されているサービス付き高齢者向け住宅等の実態について、関係事業所等を対象として調査が実施されたものである。
- まず、調査の目的等については、サービス付き高齢者向け住宅の整備状況と、対応すべき介護・医療サービスの展開状況等について調査分析することを企図したものであり、適切と判断される。
- 次に、調査対象として、①平成24年8月時点における当該住宅として登録されたものを全て対象としたアンケート調査が実施され、1,141件（回収率55.3%）の回答が得られたとしている。また、これに付帯して、②高齢者向けサービス住宅の実態に係るヒヤリング調査（5件）が行われ、③地方自治体1団体のみを対象とする介護サービス利用状況調査が実施されている。  
①アンケート調査の回収数・率が過半数に達したことは、基本的に評価されるものである。しかし、②ヒヤリング調査（5件）、並びに③地域における介護サービス利用状況調査については、対象が極めて限定されていることから、サンプルの代表性については疑問が残る。

- さて、当調査研究により得られた諸結果として、当該住宅における①入居者の属性（平均年齢、要介護・要支援等）、②入居期間及び各住宅の入居率、③事業者の想定する入居者像、④介護サービス・医療機関との連携の状況、⑤生活相談の状況や問題状況の把握等、その他適切な項目設定により、制度創設から短時日の、サービス付き高齢者向け住宅の客観的なデータが得られたものと判断される（主な事項は次項のとおり）。
  - ①約1万6千人の入居者の動向として、平均年齢82.6歳、要介護（66.7%）・要支援（16.2%）であり、認定者の割合が入居者の8割を超えている。
  - ②入居率は、当該住宅の運営・経営の安定に関連するが、全平均値で76.8%、調査主体が「入居状況が安定している」とする住宅では86.9%であった。
  - ③事業者の想定する入居者像は、「自立から重度まで全ての方」との回答が34.4%であり、また「認知症の方を想定」したもののが58.8%を占めた。
  - ④介護サービス事業所の併設割合が訪問介護・デイサービスで各々50%を前後しており、また、医療サービスの活用については、住宅への訪問診療等で約8割、通院受診で約7割がカウントされている。介護・医療サービスとの連携は比較的進行しつつも、連携が十分にとれていない事業所が少なくないことへの論及が本調査研究では必ずしも充分でない点は指摘されよう。
  - ⑤入居者＝高齢者のニーズの多様性に対して、住宅＝事業者サイドの対処の手法は一応把握されているが、生活者としての高齢者の抱える問題の多様性と対応のあり方・スタッフ構成等への考察は不十分である。
- 以上のほか、費用、契約、防災その他項目についての調査結果が得られており、この分野の調査分析をすすめる上で示唆に富んだ要素も散見されるが、紙幅の都合上、その他の調査結果・諸要素についてはコメントを保留する。
  - 今回の調査研究は、サービス付き高齢者向け住宅の初期における運営実態を把握し、関連する介護・医療サービスとの連携等に係る動向を把握したこと（資料編を含む）としては評価されるものである。
  - しかし、調査研究報告書がその冒頭において標榜する「特別養護老人ホーム等の施設に入所することなく、地域で安心して住み続けること」が実現できているか否かの検証としては、①介護・医療サービスとの連携が明らかに不十分と判断される住宅が少なからず存在していること、②高齢者の多様なニーズに対応すべき相談システムが構築されていないこと、③当該住宅の運営が未だ成熟しておらず、今後、要介護者等の割合が増加することが予見される中、適切な運営・経営モデルをどのように構築すべきなのか、④現状は早計な結論が打ち出せる段階ではなく、様々な課題の所在と問題点を正しく認識することが重要であり、⑤施策上、並びに遇上（従ってサービス調整）の対応と改善が求められる領域との判断が求められている。

- また、ヒヤリング調査は介護サービス等の連携を図っている住宅の事例を収集しているとの見方もできるが、東京都内の例に偏るなど、全国的なシステムの考察としては、客観性を欠いている面が指摘される。
- 最後に、当該調査研究が提示した、サービス付き高齢者向け住宅に係る実証的な調査結果に関連して、①当該住宅に係る継続的な調査、特に運営実態の把握については引き続きフォローが必要と考えられる。また、②政策的課題、並びに、③サービス調整上の課題（住宅内スタッフの対応と介護支援専門員との関連）については、別途調査研究が設定されるべきであろう。

(1)－(2) 地域の実情に応じた定期巡回・随時対応サービス・小規模多機能型居宅介護等の推進に関する調査研究事業

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの普及が望まれる中、未参入事業者と参入事業者のイメージギャップや障壁に対する認識の差を把握し、参入検討する際の基礎情報提供することを目的としており、産業育成という重要な視点を持った研究である。
- 通常の調査研究とはやや毛色が異なるが、サービスに対する認識ギャップの把握や、サービスの普及・促進を目的としたシンポジウムも実施しているなど、産業育成という調査研究の視点が非常に良い。
- 調査研究目的と内容、結果は合致している。
- 今後の普及戦略にとって役立つ
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護に関するこの調査研究は、p.1に目的として「まずは正確なサービスの全体像(イメージ)を情報提供し、誤解に基づく参入障壁を取り除く必要がある」と説いている。これは大変良い視点である。
- 調査によって以下の2点を明らかにしたことを評価する。
  - ・要約版p.11に書かれた指摘は特に重要である。言葉を補って表すと次のようになるだろう：「定期巡回・随時対応サービスの本質は、的確な利用者アセスメントに基づく定期巡回を中心のサービスであるにもかかわらず、未参入事業者ではコールに随意対応するサービスと思われている」(報告書p.70記載の図に対するコメント)。
- すなわち、ケアマネジメントプロセスと本サービスは不可分の関係にあることが分かる。両

者のリンクエージを図った普及策が求められる。

- ・未参入事業者と参入事業者の間では、対象者イメージと行うサービス(p.65-71)、必要なサービス体制整備(p.73-74)などについて大きなギャップが見られる(p.24とp.58)。

→未参入事業者がもつ根拠の薄い先入観を変える努力が欠かせない。

○ この他、本調査からは下記の点なども読み取れ、今後の普及戦略の参考となる。

- ・定期巡回・随時対応サービスの利用者募集にとって、地域の居宅介護支援事業所に対する周知が大切である(p.40-41)。

- ・事業所の参入にあたっては職員増員が鍵をにぎる(p.46-47)。

- ・サービス計画上、ケアマネジャーとの連携が肝要であるが、うまくいっていない例がかなりの率で存在する(p.54-55)。

○ なお定期巡回・随時対応サービス導入による効果(p.43-45)については、エピソード集にとどまると思える。ヘルパー等訪問者の質をコントロールして他の形式のサービスと比較したものではないからである。定期巡回・随時対応サービスに割り当てられた訪問員が、各事業所の中でも相対的に優れた人材であったことの効果かもしれない。よって評価の対象外と考える。

#### (1) -③ 複合型サービスにおけるサービス提供実態に関する調査研究事業

○ 複合型サービス事業所の開設数はまだごくわずかであり、調査結果も15事業者からのものなので、まだ実態把握が十分にはできにくい状況にある。

○ ただし、開設数が少ないながらも、複合型サービス開始後の効果としては、医療ニーズの高い利用者に対して、「看護職による訪問を十分に実施できるようになった」「従来まで断っていた医療ニーズの高い利用者を登録できるようになった」「看護と介護のバランスの取れたサービス計画を作成できるようになった」「利用者の状態が安定するようになった」など、看護職が事業所内にいることで、医療ニーズの高い利用者に対しても看護ケアが提供でき、介護職員との連携において多くの効果が見られてきているとの意見が複数あり、開設数の増加を期待したい。

○ 今後は、事業所の開設数及び調査数が増加した上で、複合型サービス事業所の効果は何か、大規模化による経営メリット、小規模多機能型居宅介護事業の複合型サービスの経営メリット（または成功事例）は何か、チェーン化等を含む経営戦略（および効率化）等に関する検討が望まれる。

#### (1)－④ 集合住宅における訪問系サービス等の評価のあり方に関する調査研究

- 減算対象の調査回答数nが小さいという課題は残るもの、減算対象訪問介護事業所の特性や、利用者の特性など、従来不明であった点が明らかになった。
- さらに、移動コストの分析、移動時間の経済価値の試算、1割減算の妥当性の検討など、意欲的な分析が行われている。
- また、減算に関する現場の意見も整理されており、重要かつ貴重な意見と思われる。
- 調査研究目的に沿った、調査研究方法、結果と考える。
- 当調査研究は、平成24年度より実施された介護報酬改定とともに訪問介護における減算等をめぐる動向について関係事業所等を対象として調査研究が実施されたものである。
- まず、調査の目的等の妥当性については、介護保険制度の実施状況を実証的に調査分析することを企図したものであり、適切と判断される。
- 次に、調査対象として、①当該減算等の対象となった44都道府県（被災3県を除く）の334事業所、並びに②無作為抽出による訪問介護事業所4,000事業所を対象として郵送調査が実施され、これに対して①については75件（回収率22.5%）、②については1045件（同26.1%）の回答が得られたとしている。また、利用者調査票については、①の関連が75件（回収率21.0%）、②の関連が941件（同23.5%）の回答が得られたとしている。
- アンケートの回収数・率がいずれも低位となったことは、各事業所が業務多忙な状況の中で調査が実施された止むを得ない側面も推察されるが、減算の影響が考えられる事業所からの回答が相対的に低位に止まったことは、この論点への関心が低調であるのかといった残念な側面を意味するものである。
- さて、当調査研究により得られた諸結果として、集合住宅に係る減算の対象となった事業所・サービス地点（建物）として、①有料老人ホーム（56.5%）、②サービス付き高齢者向け住宅（18.1%）等であり、この2つの要素でおよそ4分の3に達している。
- また、減算対象の事業所における減算額は、回答した事業所の半数（50.8%）において50万円未満となっているなどの影響が認められている。一方、減算対象となった事業所においては、

他の対象群と比べ、24時間サービスの実施割合が相対的に高く、回答した事業所の約半数（50.7%）を占めていることは注目される。

- なお、紙幅の都合上、その他の調査結果・諸要素については割愛する。
- 今回の調査研究は、介護報酬体系の改定措置とともになう関係サービス及び事業所への影響を追跡したものとして評価される一方、特に減算対象となった事業所に係る回収データには量的・質的に制約があり、これにより全てを解明できるか分析上の困難は認められるが、関係事業所における一定の影響を観察することができたとも言えよう。こうした調査を一つの手がかりとしつつも、今後、関係事業所ないし関連団体からのヒヤリング等を含め、実態把握をより深めていく必要性が認められる。
- 最後に、平成24年度の介護報酬改定に係る当該調査研究が提示している、「減算対象訪問介護事業所の事業特性のまとめ」に関連し、評者の私見ではあるが、①訪問系サービスの移動のコストを本来どのように評価すべきか、②減算の根拠がどこまで認識してきたのか、さらに③今後におけるサービス付き高齢者住宅の普及に対応した、訪問介護等サービスの適切な推進と人材確保等との関連、事業所経営の安定性など、論及されるべき課題は少なくない。

#### (1)－⑤ 介護老人保健施設等の在宅療養支援及び医療提供のあり方に関する調査研究事業

- 在宅復帰の状況及びベッドの回転率を指標とした報酬体系への見直し、具体的には、在宅復帰支援機能の高い基本サービス費や、在宅復帰・在宅療養支援機能加算の新設等が行われた。これら加算等に関する検証が調査目的であれば、加算取得施設において、従来のケアおよび経営にどのような変化があったか、加算未取得施設における、加算取得への取組意欲の有無や課題点などの調査が必要ではないだろうか。
- 介護保健施設サービス費（I）（ii）または（iv）の施設では、明かに在宅復帰率が高く、他の施設とは異なる在宅復帰を可能とする要因は何かの検討・分析が望まれる。

#### (1)－⑥ 短期入所生活介護等における緊急時のサービスの提供状況に関する調査

- 短期入所生活介護の95事業所が1か月間で確保した延空床数3,079床は、まずまずの数であると考えられる。約6割の事業所が1床以上の緊急枠を毎日確保していたことから、緊急短期

入所体制確保加算が奏効していると考えられる。欲を言えば、2床以上を確保している施設が50%を越えて欲しかったと思う。

- 短期入所生活介護の場合、ホームページによる空床情報の公表が20%未満であったことは、時代の対応には即していないと考えられる。今後は、情報発信に努めるよう、改善が必要であると思われる。
- 短期入所生活介護の3,079床に対して、緊急利用の状況は204回と少なかったようだが、緊急利用を拒否された回数は今回の調査では明らかにされていない。今後、この数を調査すれば、なお実態が明らかにされると考えられる。
- 緊急短期入所であるにも関わらず、申込日が5日以上となっている場合が認められる。今回はその理由が明らかではないが、その実態は明らかにすべきであると考えられる。
- 緊急利用の理由については、今回、短期入所生活介護と短期入所療養介護との間で一致していることが知られた。利用者は、両方の施設をどのように使い分けしているのか、不明確である。
- 検討すべき課題設定の妥当性：短期入所生活介護等における緊急時のサービス提供に関する加算導入の影響を分析するものであり、妥当な課題設定であると考える。
- 検討課題からみた方法論の妥当性：調査票が添付されていないため、調査方法の妥当性については十分な評価ができない。現状についての記述疫学的な把握は可能であるが、加算が導入されたことで、どのような変化が生じたのかを分析する仕様にはなっていないように思われる。
- 結果の妥当性
  - ・現状については把握がされている。
  - ・加算が導入されたことでどのような影響があったのかについてはわからない。このため、設定された検討課題に関する有意な知見を得ることは難しいように思われる。
- 結果から導かれる結論の妥当性：上記、理由より本研究の結論の妥当性を評価することは難しい。

(2) -⑦ 要支援者・要介護者の IADL 等に関する状態像とサービス利用内容に関する調査研究事業及び予防給付の提供実態に関する研究事業

- ・ 要支援者の状態像と介護予防サービスの提供に関する実態調査の結果について
- ・ 予防給付の提供実態に関する調査の結果について

- 予防サービスの効率化が必要視される中、特定の疾患などにより、要介護状態としては比較的軽度に位置づけられるものの、医療的な理由などにより、予防サービスの利用が必要な層の実態把握は、介護報酬改定を検討するにあたり、大変重要なテーマと思われる。
- 上記調査研究目的に対し、予防サービス全 16 種類について、きめ細かな調査方法で臨んだ調査研究と考える。回収率も妥当な数値を確保している。
- どういう利用者がどのようなサービスを利用しているかという点や、総じて、予防サービスの利用者は、家事の一部が自分で難しいものの家族等の支援があり、一人暮らしであっても頼れる人のいる者の利用がもっとも多く、反対に、頼れる人や日常的な支援者のいない者の利用は少なかった点、通所リハビリテーションの場そのものが社会交流の場と考えられており、通所から地域へ送りだす意識が高くなっていることが示唆される点など、重要な点が明らかとなつた。
- 分析部分がないが、それは本調査研究の目的が今後の介護報酬議論における資料提供（予防サービス利用者の実態把握）にあるためであり、妥当である。
- 現在考えられる最善の調査方法を取り、目的に沿った研究結果を得たと考える。

(2) -⑧ 認知症対応型共同生活介護のあり方に関する調査研究事業

- 検討すべき課題設定の妥当性：認知症を持つ高齢者の増加により、その対応の在り方が課題となっている。この問題意識に応える課題設定となっている。
- 検討課題からみた方法論の妥当性
  - ・現状を単に記述するのみではなく、加算の算定状況、提供しているサービスの内容、多機能化への対応等、問題意識にあった調査票の構成となっている。
  - ・回収率も41%とこうした調査における平均的な回収率となっている。

○ 結果の妥当性

- ・現状について記述疫学的な分析を行うと同時に、事業所の類型を行っておりわかりやすい。I型～IV型と施設特性（法人種別、単独/併設等、地域等）とのクロス分析を追加するなどして、設定した事業所類型についてさらに深い分析があるとよいと思われる。
- ・サービスに必要な要素については、少数のヒアリングの結果であり一般化は難しい。Focus groupでの議論→要素の抽出と抽出結果に基づく調査票の作成、というのが一般的な方法論であると考えられる。今後、そのような形での追加分析を期待したい。

○ 結果から導かれる結論の妥当性

- ・結論についてはおおむね妥当であると考えられる。
- ・認知症のケアについてグループホームと特別養護老人ホームの差がなくなっているという記述があるが、本来どのような機能で差があるべきなのか、またいかなる根拠で2施設間の差がなくなってきたかと評価できるのかが、本研究だけでは必ずしも明確ではない。

(2) -⑨ 認知症の人に対する通所型サービスのあり方に関する研究

○ 認知症対応型通所介護の利用者およびケアの内容が明らかとなった。

○ ただちに具体的な政策提言や経営のアドバイスに結び付く段階の研究というよりは、認知症者に対する通所型サービスの実態と課題を明らかにすることが目的の研究調査と位置付けられる。

○ 新しいサービスカテゴリーである認知症対応型通所介護の利用者とそこで行われているケアの現状を、認知症者が利用できる他のサービス(通所介護・通所リハビリテーション、重度認知症患者デイ・ケア)と比較して描写する、いわば第一歩踏み出し型の研究である。

○ 認知症者の一部は、「認知症の症状のある人の受け入れ体制確保困難」が理由となって事業所を利用できないことが珍しくない。こうした利用困難者を受け入れている事業所の割合を見ると、認知症対応型通所介護が介護保険給付サービスの中では最も高く82.1%であった、との発見は有意義と思われる(p.56-57およびp.150)。

○ 同じく有意義な発見としては、認知症の人の利用申込に対して、利用定員以外の理由で「受け入れはできない」と断わる理由の確認である。認知症の人に対する利用拒否の状況を見ると、認知症対応型通所介護の理由としては、「医療依存の高い方の受入体制の確保困難」が28.2%と高かった(p.58-59およびp.150)。

- ケア論を掘り下げていくための材料として本研究は役立つだろうが、今後の課題としては事業所管理運営・経営の視点からのアプローチも必要と思われる(p.154)。
- 検討すべき課題設定の妥当性：今後、認知症の地域ケアが重要になることから、本研究における課題設定は妥当であると考える。
- 検討課題からみた方法論の妥当性
  - ・認知症を持つ高齢者へのサービスにあたってどのような点に留意しながらサービスを行っているかについての現状把握のための丁寧な調査票の設計となっている。
  - ・上記課題をふまえると、在宅を継続するために通所系サービスはどうあるべきなのかを明らかにする項目があると、より良い研究になったと思われる。
  - ・回収率が低いので、追加の依頼等、行うべきであったと考える。
- 結果の妥当性
  - ・現状についてはよく把握されている。
  - ・在宅を継続するために、通所系サービスはどうあるべきなのかという知見には乏しい。
  - ・インタビュー結果を単に羅列するのではなく、意見を抽出してまとめるといった作業があるとより良いレポートになったと思われる。
- 結果から導かれる結論の妥当性：本報告書でも記載されているように、本報告書は現状に関する記述が主体となっており、分析結果から得られる結論は特になし。本研究結果をふまえて、通所系サービスにおけるこれから認知症ケアの在り方を考えるための、さらなる調査事業が必要であろう。

## (2) -⑩ 介護サービス事業所における医療職のあり方に関する調査研究事業

- 介護老人福祉施設の非常勤医の勤務時間は、「特定されている」・「特定されていない」に関わらず、月平均16時間未満と短く、診察した患者数も2名前後と少ない。つまり、何の目的で勤務しているのかが不明確である。通常予想される医師の勤務内容は、1) 全入所者の健康管理（現在の併存疾患の定期検診と悪化の予測）、2) 介護予防としての機能訓練の内容の判断とカンファランス開催、3) 急変時の医療的対応、等である。調査の結果から判断して、これらの内容が遂行されているとは考えにくい。
- その他の施設についても、介護老人保健施設（医師の勤務時間が長い）以外の施設についての結果は同様で、医師の関与の必要性が感じられないと思われる。

- 満足度の調査でも、介護老人保健施設は高いようだが、その他の施設では医師からの恩恵を感じていない現状が感じられる。
- 緊急対応に関しては医療機関への搬送が多く、嘱託医による対応や死亡確認ができるていない場合も少なくないようである。したがって、非常勤医の設置よりも緊急搬送可能な医療機関との契約の方が現実的であると考えられる。
- 看取りに関しても、確実に看取り契約が締結でき、深夜でも往診対応の可能な医療機関が存在しない限り、家族の希望があったとしても実現しないと考えられる。看取り介護と称しながら結局は死亡確認のために病院へ搬送するのでは、非常勤医を設置する意味はないと考えられる。
- 看護職員の夜間対応については、介護老人保健施設以外には大半がオンコール対応であり、その結果が医療機関への搬送となっているようである。医療的なケアを除けば、ADL（食事、排泄、入浴、等）や服薬管理、口腔ケア、レクリエーション等に関する業務は看護職員でなく、介護職員であっても十分にその役割を果たせると考えられる。ただし、日中の喀痰ケアや胃ろう管理、嚥下障害者への対応に関する看護職員の役割は見過ごすことはできない。ただし、現状では施設形態による差が存在するように見受けられるので、実態に見合った形で、看護職員と介護職員の割合を検討すべきと考えられる。
- 検討すべき課題設定の妥当性：高齢化の進展及び介護保険制度の成熟化に伴い、医療ニーズの高い高齢者の介護保険サービスの利用が増加している。本研究はこうした課題に応えるもので妥当性は高い。
- 検討課題からみた方法論の妥当性
  - ・医療職のサービス内容は、利用者の医療ニーズとの関係で分析されるべきであると考えられるが、残念ながら、本研究はそのような設計になっていない。
  - ・結果として、医療職の有り方を構造面を中心に調査する仕様となっている。
- 結果の妥当性
  - ・回収率が全体で25%と低く、この結果を一般化することには注意が必要である。できれば、事前に関係団体との協議を行い、調査協力への組織的な協力を依頼した上で行うようにすべきであったと思われる。
  - ・各施設の医療職の配置に関する構造面での把握はできている。
  - ・個別の医療ニーズに対して、誰が、どのくらい医療的対応を行っているのかがわかり、かつ

そこから課題が見えるような内容になっていると、課題に応える結果が示せたのではないかと思われる。

- 結果から導かれる結論の妥当性：上記のような調査設計上の課題があるため、介護サービス事業所における医療職の有り方を考えるために十分な結論は得られていない。ただし、施設種別に医療ニーズの必要度に差があることは明確に示されており、この点は、今後の施策を考える上で貴重な資料となると考える。

#### (2) -⑪ 生活期リハビリテーションの効果についての評価方法に関する調査研究事業

- 検討すべき課題設定の妥当性：厳しい財政状況及び国民のサービスの質に対する関心の高まりにより介護サービスの効果についても検証が求められており、その意味において本研究の課題設定は妥当であると評価する。
- 検討課題からみた方法論の妥当性：以下の理由により本研究で採用された方法論の妥当性には問題がある。
  - ・効果の判定は、各個人について設定された目標の達成度によって判定されるべきものであるが、本研究ではその情報が把握されていない。
    - ・4か月という短期間で効果の判定を行うことは難しい。また、仮にこうした短期間でわずかな差の変化を観察するのであれば、事前にどのくらいのサンプルが必要であるのかについて検討が必要であるが、そのような検討がなされていない。
    - ・脱落例の処理が適切ではない。
    - ・変化に関連する要因の分析が全くなされていない。
- 結果の妥当性：上記のように本研究においては、調査目的に対応したデザインとなっていないために、結果の妥当性については評価をすることが難しい。
- 結果から導かれる結論の妥当性：上記理由から本研究で得られた結果から、意味のある結論を得ることは困難であると思われる。
- 当調査研究は、介護報酬改定等とともに生活期リハビリテーションの具体的な内容、並びにリハビリテーション・機能訓練のアウトカム評価方法について、検討の基礎資料としての諸指標等について調査研究が実施されたものである。

- まず、調査の目的については、介護保険制度の実施状況を実証的に調査分析するものとして企図されており、理解できるものである。
- 次に、調査対象として、①通所リハビリテーション（全国老人デイ・ケア連絡協議会の協力による）27事業所、②通所介護（日本在宅ケア協会の協力による）10事業所、③訪問リハビリテーション（日本訪問リハビリテーション協会の協力による）12事業所を対象としつつ、また、各事業所毎に8～16名の利用者調査が実施された。
- 上記3サービスに係る調査対象選定が適切に行われたのか、評価者は重大な疑問を有している。調査期間や予算等に制約があることは評価者も承知しているが、通所・訪問のリハビリテーションについては介護老人保健施設を軸にサービスが全国的に展開されているにもかかわらず捨象されていること、通所介護については長い経験と実績のある社会福祉法人系などが捨象されており、対象選定の適切性を損なうものとなっている。
- こうした問題点は認められるが、利用者からの調査票の回収については、500～600名程度のデータが得られている。
- また、リハビリテーション・機能訓練のアウトカム評価方法等に関連した、調査票の評価方法については、11種類の評価指標が選定され調査されるという興味深い手法がとられている。
- 当然のことではあるが、各種の評価手法については各々意義と限界を有するものであり、制約された環境下でどこまで検証しうるのか、また現場の従事者の評価手法への習熟度などの課題も散見される。
- 今回の調査研究は、介護報酬の改定等にともなう関係サービス及び事業所への影響を探究しようとする問題意識は窺われるものの、関係サービスの調査手法・対象選定等について本来的に疑問な点が少なくなく、回収データにも質的・量的制約があり、こうした方法により問題がどこまで解明できるか、問題性が感じられるところである。
- 最後に、平成24年度の介護報酬改定に係る当該調査研究が課題としている「生活期リハビリテーションの効果」に関連し、評者の私見として、今後はこうした経過等をふまえて、①関係サービスのデータ蓄積について関係施設・事業所ないし関連団体等から広く協力を得て、実態把握を改めて実施すること、②評価方法論については体系的な研究班を別途組織すること（複数年研究）等によって課題の検討を深めていく必要性が認められる。
- なお、その他の付随的な調査結果・諸要素については割愛させていただく。